

公募事業概要

革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）について

1. 事業名称

革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）

2. 事業目的

本事業は、国（中小企業庁）が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」の研究開発・試作品開発のうち、国が指定するテーマ（以下、「特定のテーマ」という。）に合致し、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発に対する支援を、NEDO が国から委託を受けて実施します。

本事業では、特定のテーマについて、中小企業者等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けて、ビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新、公共調達等への参画等を実現することを支援します。

加えて、上述のような取り組みを NEDO が支援することで、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを支援します。

3. 事業概要

（1）委託対象事業

以下の2つの要件を満たす、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発を対象とします。

① 法認定計画を基本とした研究開発

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（以下、「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、平成26年2月10日以降に法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下、「法認定計画」という。）を基本とした研究開発である必要があります。

※1 法に基づく認定を受けていない場合は、主たる研究開発実施場所を管轄する各経済産業局等（連絡先等は別記に記載）に法認定計画の認定申請を行う必要がありますので、できるだけ早めに各経済産業局等にご相談ください。

なお、本事業に応募するための法認定計画申請の締切日は、平成 27 年 8 月上旬（本事業の受付の締切日と同じ）を予定しています。

※2 「認定申請の方法」・「認定を受けた研究開発への支援策」については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

② 「特定のテーマ」に沿った研究開発

科学技術イノベーション総合戦略 2014 において政策課題に掲げられた以下の 4 つテーマのいずれかに沿った研究開発で、公共調達等への参画につながる可能性が高い等、政策課題の解決に向けた新規性・革新性の高い実用化開発を対象とします。

テーマ 1	クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に資する技術
テーマ 2	国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に資する技術
テーマ 3	世界に先駆けた次世代インフラの構築の実現に資する技術
テーマ 4	産業競争力の源泉としての ICT（情報セキュリティ、ビッグデータ解析、ロボット、制御システム技術等）、ナノテクノロジー（デバイス・センサや新機能材料）、環境技術（地球観測技術や資源循環等）に関する技術

(2) 委託対象事業者

日本国内で事業を営み、本社（活動の拠点）を置き、かつ、日本国内で研究開発を行う以下の①～③に該当する者で、少なくとも①と②の 2 者以上の構成者を有する共同体を構成する必要があります。

① 「橋渡し研究機関」との共同研究等により実用化開発に取り組む、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者等

(中小企業者等の要件)

- ・ 中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの
- ・ 企業組合、協業組合 等

② 橋渡し研究機関

NEDO が確認した「橋渡し研究機関」が 1 者以上参画していることを必須とします。上記中小企業者等とともに共同研究等を実施する公的研究機関及び大学は、NEDO に対して「橋渡し研究機関」の確認申請を行い、確認を受ける必要があります。

③ その他協力者（研究開発を実施する者に限る。）

※1 共同体の構成者には、法認定申請を行い、法認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」という。）及び協力者を全て含む必要があります。

※2 共同体の構成者に所属する総括研究代表者（Project Leader）又は副総括研究代表者（Sub Leader）のうち、いずれかが中小企業者等に所属している必要があります。（※PLは、研究開発の計画、実施及び成果管理を統括し、SLはPLを補佐し、必要に応じて代理を務める者を指します。）

（3）事業規模等

- ① 委託額 年間1億円以内（下限は1,000万円） NEDO負担率：10/10
- ② 委託期間 2年度又は3年度
- ③ 本年度事業規模 平成27年度当初予算 510百万円

（4）その他

国が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」(公募期間：平成27年4月13日(月)～平成27年6月11日(木))と重複して採択を受けることはできません。

4. 橋渡し研究機関

（1）橋渡し業務

中小企業者等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けて、ビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新、公共調達等への参画等を実現する業務のことをいいます。

（2）橋渡し研究機関の要件

国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関（以下、「公設試」という。）に該当する日本国内に立地する公的研究機関及び大学であり、以下の①～⑤の取組のすべてを既に実施している、あるいは、近い将来（概ね1年以内）に取組を実施する予定であることを要件とします。

- ① 橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけていること。
- ② 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。
- ③ 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。
- ④ 貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。
- ⑤ 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱についての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。

(3) その他

NEDOが実施する「平成27年度 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」において、「橋渡し研究機関」として確認を受けた公的研究機関及び大学については、改めて、「革新的ものづくり産業創出連携促進事業」(プロジェクト委託型)に係る「橋渡し研究機関」の確認申請を行う必要はありません。

5. 提案・公募期間

橋渡し研究機関の能力を活用して、「特定のテーマ」に沿った実用化開発を行う中小企業者等からの研究開発・試作品開発に係る提案を、下記の日程で公募する予定です。

また、併せて、橋渡し研究機関に対する要件該当の確認申請の受付を行います。

(1) 委託事業の公募

平成 27 年 6 月下旬から 40 日程度を予定

(2) 橋渡し研究機関の確認申請の受付

平成 27 年 6 月下旬から 40 日程度を予定

6. e-Rad への登録

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に提案内容等をご登録いただく必要があります。提案内容の登録方法等、詳細は公募開始日に NEDO のホームページに掲載する公募要領等をご覧願います。

また、本事業の総括研究代表者(研究開発計画、実施及び成果管理を総括する者)は e-Rad に登録され、ログイン ID、パスワードを取得しておく必要があります。

[e-Rad ポータルサイト](#)

なお、e-Rad への登録に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

【e-Rad への登録に関するヘルプデスク】

電話番号： 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間： 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

本事業概要は、公募予告時点でのものであり、今後、変更になる場合があります。

別記

法認定計画に係る相談窓口

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL:011-709-5441	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL:022-221-4897	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0307	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2724	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 ものづくり産業支援室	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 合同庁舎第1号館 TEL:06-6966-6020	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL:082-224-5680	鳥取、島根、岡山 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8520	徳島、香川、愛媛 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL:092-482-5464	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL:098-866-1730	沖縄

(別紙) 事業スキーム図

